

亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー（FIT 売電不可）導入事業費補

地球温暖化の防止を推進するために、太陽光発電設備と蓄電設備を同時設置または、太陽光発電設備、蓄電設備と高効率給湯機器等を同時設置する市民に対して、補助金を交付します。（予算に達し次第終了）。

※詳細については手引き、要綱等をご確認ください。

対象設備の補助額及び組合せパターン

対象設備	補助額※1, 000円未満は切捨て	パターンA	パターンB	パターンC
①太陽光発電設備	1kw あたり2万円（上限 8万円 ）	○	○	○
②蓄電設備	1kwh あたり3.4万円（上限 20.4万円 ）	○	○	○
③高効率給湯機器	補助対象経費の2分の1（上限 30万円 ）	×	○	×
④コージェネレーションシステム	補助対象経費の2分の1（上限 80万円 ）	×	×	○

※①と②の同時設置が必須です。③又は④のみで申請はできません。

<補助対象者>

市内の自らが居住する住宅に住宅用太陽光・蓄電設備を同時に設置した人
市税を滞納していない人
その他亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー（FIT 売電不可）導入事業費補助金交付要綱に記す要件を満たす人

<主な補助要件>

■共通	■蓄電設備
住宅用の太陽光発電設備（2kW 以上のもの）及び住宅用の蓄電設備（1kWh 以上のもの）を同時に設置すること。	本補助金により導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。
商品化された設備であること。	家庭用蓄電池（4,800Ah・セル相当の kWh 未満）について、12.5 万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下になるよう努めること。
中古品でない及び PPA 又はリースにより導入される設備でないこと。	■高効率給湯機器（設置・申請は任意）
法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象設備により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。	太陽光発電設備及び蓄電設備と同時に導入されるものであること
設置される設備について、国又は本市の他の補助金の交付を受けないこと。	従来の給湯機器に対して 30%以上省 CO2 効果が得られるものであること。
■太陽光発電設備	■コージェネレーションシステム（設置・申請は任意）
FIT 制度及び FIP 制度の認定を取得しないこと	太陽光発電設備及び蓄電設備と同時に導入されるものであること
自己託送を行わないこと。	都市ガス、天然 LPG、バイオガス等を燃料としエンジンビにより発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。
導入する再エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上を自家消費すること。	
建材一体型太陽光発電設備及びソーラーカーポートによる導入でないこと。	

<提出書類>

次の書類を、開庁日に市役所 1 階 8 番窓口の環境政策課まで直接提出してください※その他の方法では受付できません（郵送、メール不可）

※訂正用の印鑑（朱肉のもの、認印可）をお持ちください

補助金交付申請書兼実績報告書（別記第 1 号様式）
住民票の写し（コピー不可、3 ヶ月以内のものを添付）
市税を滞納していないことを証する書類（亀岡市の市税の完納証明書、コピー不可、3 ヶ月以内のものを添付、税務課で取得可）
太陽光発電設備及び蓄電設備の設置場所及び設置状況が確認できる写真（太陽光発電設備そのものの写真、蓄電設備そのものの写真、家全体の写真）
高効率給湯機器またはコージェネレーションシステムの設置状況が分かるもの（高効率給湯機器そのものの写真、コージェネレーションシステムそのものの写真）
太陽光発電設備の出力対比表
領収金額の明細・内訳が分かる見積書の写し
太陽光発電設備・蓄電設備（・高効率給湯機器またはコージェネレーションシステム）の設置に要した費用が確認できる領収書の写し
事業期間の始期と終期が分かる売買契約書（工事請負契約書）の写し（新築の場合は太陽光発電設備及び蓄電設備（・高効率給湯機器またはコージェネレーションシステム）の設置が分かる金額の内訳等を添付）
仕様書又はカタログの写し（支払いがローンの場合は、ローン契約書の写し）
製品保証書の写し（中古品でないことが確認できる書類）
施工業者からの建物引渡証（補助対象設備付き新築建売物件の場合）
発電電力消費計画書及びその算定根拠となる資料
自己チェックリスト兼誓約書
電気事業者との電力受給契約（非 F I T / 非 F I P）の内容が確認できる書類の写し（①系統連系承諾書及び発電量調整供給契約申込書又は②電力受給契約確認書）
温室効果ガス削減効果計算表（高効率給湯機器を申請する場合のみ）
上記のほか、市長が必要と認める書類

制度の内容や要件など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



※お問い合わせは、市役所 1 階 8 番窓口 環境政策課（25-5023）まで